第5章

計画推進体制及び点検評価

1　計画推進体制と行動指針 …… 161
2　計画の点検評価 …… 162

1 計画の推進体制と行動指針

本計画を適切に推進していくため、市と社協は、「基本戦略 4」に掲げた本庄市地域福祉審議会（仮称）（152 頁参照）を運営し、計画推進体制を整備していきます。

また、計画は、市や社協はもとより、市民をはじめ、地域の関係機関・団体や福祉関係事業者等、社会福祉を取り巻くすべての人々が一定の方向性の下に協働することで推進されることから、それぞれの人々の行動指針を次の通り定めます。

○市

公的なサービス基盤を確保するとともに、市民参加を促進し、市民との協働により、市民の福祉意識の醸成に努めます。

○社会福祉協議会

市民の参加を促進するとともに、地域資源の掘り起こしや開発を行い、地域課題の解決に取り組みます。

○福祉関係相談機関

支援を必要とするすべての方々の相談に乗り、地域のネットワークづくりに努めます。

○教育機関

地域の中で互いに助け合う心を育てます。

○市民

身近に出来ることから地域活動に参加します。

○地域活動団体（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 等）

活動内容を一層充実させ地域福祉の推進を図ります。

○社会福祉法人等（福祉サービスに係る事業者等）

利用者の立場に立った自立支援サービスに取り組み、かつ、社会貢献事業にも取り組みます。

○医療機関等（医療機関、薬局）

専門性を発揮して地域生活を支えます。

○事業者（ライフライン関連、商店、宅配事業者、金融機関等）

地域の一員として、日常の仕事を通して地域の福祉課題解決につながるサービスを提供します。

2 計画の点検評価

計画は、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、その結果を評価（Check）した上で、計画の改善（Act）を行っていく「PDCA サイクル」を着実に進めることで、効率的かつ効果的に運用されます。

市と社協は、着実に「PDCA サイクル」を実行していくために、計画進行管理組織の下、中心となる庁内横断的な報告や協議の場を必要に応じて設定することで、進行管理や進捗状況の把握等、市・社協内の共通認識を図るとともに、進捗管理状況等について市民をはじめ地域の関係機関・団体等に周知を図りながら計画を実施していきます。なお、点検評価方法については、計画初年度に決定し、公表します。

また、計画の下位計画である、個別の福祉行政計画については、個々の計画内においてそれぞれ進捗管理を行っていきます。

PDCA サイクルのイメージ



進行管理スケジュール

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
市・社協	計画進行管理組織の運営				
	評価方法の検討	前年度評価	前年度評価 中間評価	前年度評価	前年度評価 最終評価
	計画概要版の全戸配布	前年度評価の周知	前年度・中間評価の周知	前年度評価の周知	前年度・最終評価の周知
市民参加のプロセス	計画進行管理組織への参画・傍聴等				
	計画の実行				
	地域福祉懇談会等への参加				